

日鶏協速報

高病原性鳥インフルエンザ関連 No. 1

2025 年 10 月 15 日
一般社団法人 日本養鶏協会

農林水産省から、「宮城県栗原市で回収された死亡野鳥における A 型鳥インフルエンザウイルス陽性事例の確認について」の通知が発出されました。

10 月 14 日、環境省より、10 月 9 日に宮城県栗原市で回収された死亡野鳥（マガン）について、遺伝子検査にて A 型鳥インフルエンザウイルス陽性が確認されました。

本事例は、今シーズンで一例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例となります。

鶏卵生産者の皆様におかれましては、本事例を踏まえ、改めて、厳重な警戒を行って頂くとともに、農林水産省から発出された通知（別添）をご覧いただき、今後とも鶏卵の安定生産と 安定供給にご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

【添付資料】

○宮城県栗原市で回収された死亡野鳥における A 型鳥インフルエンザウイルス陽性事例の確認について（令和 7 年 10 月 14 日付け 7 消安第 4234 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）

[一般社団法人 日本養鶏協会](#)

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内(5階)

TEL:03-3297-5515 FAX:03-3297-5519 E-mail:info@jpa.or.jp

担当:石井、阪本、宮下

7 消 安 第 4234 号
令和 7 年 10 月 14 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

宮城県栗原市で回収された死亡野鳥における A 型鳥インフルエンザ
ウイルス陽性事例の確認について

本日、環境省より、10 月 9 日に宮城県栗原市で回収された死亡野鳥（マガ
ン）について、遺伝子検査にて A 型鳥インフルエンザウイルス陽性が確認され
た旨プレスリリースされました（別添参照）。

今後、環境省においてウイルスの更なる解析が進められるところですが、高
病原性鳥インフルエンザウイルスと確認されれば、本年の渡り鳥の飛来シー
ズンを迎えて以降初めてとなる国内における同ウイルスの検出となります。

各都道府県におかれましては、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹
底について」（令和 7 年 9 月 8 日付け 7 消安第 3460 号農林水産省消費・安全
局長通知）を踏まえ、家きん農場における飼養衛生管理の徹底、異状の早期発
見及び早期通報の指導、発生時の円滑な防疫対応に必要な事前準備等に取り
組んでいただいているところですが、今回の事例を踏まえ、あらゆる機会を捉
えて、改めて関係者への指導及び都道府県における体制の確認をお願いします。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ウェブサイトにて随時
提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただくようお願いします。

【参考】農林水産省ウェブサイト

○ 鳥インフルエンザに関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

令和7年10月14日(火)

**野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について
(疑い事例、宮城県栗原市)**

＜宮城県同時発表＞

1. 宮城県栗原市で令和7年10月9日(木)に、マガンの死亡野鳥1羽が回収され、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年10月10日(金)にA型鳥インフルエンザウイルスが検出された旨の報告がありました。
2. 本事例は、今シーズンで一例目の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例となります。今後、本事例について、病原性検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認します。
3. この報告を受け、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

＜詳細は次ページ以降＞

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：佐々木 真二郎
室長補佐：佐藤 大樹
係 長：河邊 健
担 当：堀内 聖矢

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
疑い事例	10/9	宮城県	栗原市	死亡野鳥	マガン	10/9	陰性	-	検査中	10/10

※ 現時点では、遺伝子検査でA型鳥インフルエンザウイルスが検出された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を引き続き国立環境研究所で実施予定です。最短で令和7年10月15日（水）に病原性が判明する可能性があります。検体の状態によっては判明するまで数日以上かかる可能性があります。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- ・ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

以 上